

## 議員提出議案第2号

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月24日提出

提出者	大口町議会議員	齊木 一三
賛成者	大口町議会議員	吉田 正
賛成者	大口町議会議員	岡 孝夫
賛成者	大口町議会議員	酒井 正宗
賛成者	大口町議会議員	伊藤 浩
賛成者	大口町議会議員	丹羽 孝

(提案理由)

この案を提出するのは、議員報酬の見直しにより、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年  
大口村条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

常任委員会委 員長	306,000 円
議会運営委員 会委員長	306,000 円

」

を

「

常任委員会委 員長	306,000 円
常任委員会副 委員長	299,000 円
議会運営委員 会委員長	306,000 円
議会運営委員 会副委員長	299,000 円
特別委員会 委員長	306,000 円
特別委員会 副委員長	299,000 円

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に該当する議員報酬月額のうち、最も高い額とする。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条及び第5条関係）			別表（第2条及び第5条関係）		
区分	議員報酬月額	旅費 略	区分	議員報酬月額	旅費 略
議長	389,000円	略	議長	389,000円	略
副議長	321,000円		副議長	321,000円	
常任委員会委員長	306,000円		常任委員会委員長	306,000円	
常任委員会副委員長	299,000円		議会運営委員会委員長	306,000円	
議会運営委員会委員長	306,000円		議会運営委員会委員長		
議会運営委員会副委員長	299,000円		議員	292,000円	
特別委員会委員長	306,000円				
特別委員会副委員長	299,000円				
議員	292,000円				
備考 複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に該当する議員報酬月額のうち、最も高い額とする。					